

もちの木園の運営変化は 今までの生産活動で変化ない



三留 亨 議員



平成24年4月
1日より障がい

者自立支援法に基づ
く障がい者福祉施設
として運営内容が変
更される「もちの木
園」の、移管事務の
進捗状況等について
尋ねる。

①変更の理由。

②新委託先と決定根
拠。

③主な委託条件、特
に配慮した点。

④利用内容の変化点。

⑤環境変化、保護者

の懸念への対応。

⑥町負担の変化。



①障害者自立支援法で
平成24年3月末までに障

害福祉サービス事業所に移行
することと規定されているた
め。

②社会福祉法人愛光園。決定
根拠は、阿久比町公の施設に
係る指定管理者の指定手続き
に関する条例に基づき設置し
た、指定管理者選定委員会で
選定されたものである。

③障害福祉サービスに係る事
業や施設利用申請に関する業
務、施設や設備の維持管理業
務、施設の利用料金の徴収等。
特に配慮した点は、現在の利
用者全員との利用契約やもち
の木園職員の受け入れである。
④今の施設を利用し、今まで
の生産活動を行うので変化は
ない。

⑤園生に戸惑いはあるが、支
援員を継続雇用することで解
決できると考える。保護者の
懸念への対応は、平成24年1
月頃に指定管理者による保護
者への説明会を開催する。

⑥新体系への移行後は、年間
約7百万円の負担軽減となる
見込みである。



もちの木園